

尾山台ナザレン幼稚園 利用説明書

(2024年5月1日改訂)

1. 運営規程

(1) 運営主体

名称 宗教法人日本ナザレン教団
所在地 東京都目黒区青葉台四丁目 7番 6号
代表者 代表役員 土肥 努

(2) 施設の目的・運営方針

「子ども・子育て支援新制度」の下、世田谷区により確認された「教育・保育施設」として、かつ、学校教育法に基づく幼稚園として運営されます。

(3) 教育・保育の内容

キリスト教主義に基づきながら、文部科学省が定める幼稚園教育要領に従い保育を行います。保育は、幼児の自発的な活動としての遊びを通して行われます。「遊び」が心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として、健康、人間関係、環境、言語、表現に関する教育を行っていきます。

- 1) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- 2) 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- 3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- 4) 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。
- 5) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性が豊かになるようにすること。
- 6) 一人ひとりの個性を大切にしていく中で自立の精神を養い、集団の中で共に生きることの喜びや大きさを知るように導きます。また、園児にとって始めての集団生活であり、規律ある生活が求められますので、ご家庭の十分な理解と協力により保育を行っていきます。
- 7) キリスト教主義に基づく教育の一環として、日曜日には「日曜礼拝」を行います。また、月に1回親子礼拝を行います。

(4) 目指す保育

「みんなで育つ みんなの幼稚園」を目指します。そのうえで3つのキーワードにまとめてみました。

1) キリスト教保育

ナザレン幼稚園は、日々の礼拝、日曜礼拝を通して、園児たち一人ひとりが神さまに愛されていること、愛される存在であることを伝えていきます。また、家族の一人ひとりからも愛されていることを伝えていきます。さらに、私たち保育者も一人ひとりを愛していることを伝えていきます。また、愛される存在であることから、愛する存在へと成長していくように見守っています。このことは、短時間でなしうることではなく、長い目で見守っていくことが必要です。神のなされる導きと祝福とを祈りつつ待つことが必要です。

2) 自由保育（遊びこむ保育）

ナザレン幼稚園の保育の中で、日々の礼拝（日曜礼拝も）や体操の時間、英語の時間、また、各種の行事を除いて保育は自由保育を目指していきます。幼稚園の保育を通して、子ども達

が知・情・意の面において成長していく過程はどこにあるのでしょうか。それは子どもが熱中すること、自由な遊びに熱中し、一人で、グループで、集団で遊ぶことを通して得られるのです。子ども達は、遊びを通して様々なことを学んでいきます。集団（社会）のなかで必要な関係の在り方や対処の仕方を遊びを通して学んでいきます。子ども達が遊びこむことを通して満足感を覚え、自信を持ち、意欲を高めていくことができます。遊びにもいろいろな遊びがあります、大人の感覚とは違った子ども達なりの遊びの世界を見守りつつ、成長を促していくことが求められています。

自由保育、難しいことではなく、子ども達の自発的な行動、遊びを尊重していくことに外なりません。子ども達の遊びの環境を整え、見守っていくことです。

3) みんなの幼稚園

ナザレン幼稚園は、これまででも、これからも支援を必要とする子ども達を受け入れていきます。子ども達の発達のありようは、3歳児、4歳児、5歳児では月齢による差も大きく、更に発達の遅れのある子ども達が混在してクラスを構成していきます。当然のことながら遅れた子ども達には手が取られてしまいます。しかしながら、この子も、あの子も、どの子もみんな神様の子ども、大事な子どもと受け止めていくとき、子ども達同士も何らの違和感もなく受け入れ、友達としての関係が築かれてきます。そして、誰もが同じ幼稚園の子ども、友達として育っていきます。一人ひとりが大事な仲間であり、欠かすことのできないクラスの仲間となっていきます。

(5) 職員体制（職員の職種、員数）（2024年5月現在）

園長、副園長、主任

教諭 15名

年少組、年中組、年長組 各3人担任

フリー 6人

（1種免許者 11名、2種免許者 5名）

事務 2人

(6) 利用定員

年長（5歳児） 35名 1クラス

年中（4歳児） 35名 1クラス

年少（3歳児） 35名 1クラス

(7) 開所日・時間（2023年度実績）

年間開所日数 年間46週、225日

平日は、午前9時から午後2時まで

水曜日は、午前9時から午前11時30分まで（午前保育）

日曜日は、午前9時から午前10時20分まで

（日曜日も保育日数に含まれます）

(8) 一時預かり保育(幼稚園型)について

長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）を含め、年間220日以上行います。

詳しくは、2月末に更新する「さくらんぼ俱楽部（一時預かり保育）」の案内をご覧下さい。

(9) 施設の概要

敷地 2538.27 m²（約770坪、駐車場を含む）

園舎 672.21 m²

第1園舎 鉄筋コンクリート造 2階建 893.94 m²（約270坪）

第2園舎	鉄筋コンクリート造 平屋建	182.08 m ² (約 55 坪)
運動場		816.79 m ²
その他		1049.27 m ²

(10) **基本負担額（基本保育料）**

2019年10月以降、基本保育料が無償化されました。

(11) **特定負担額、実費徴収**

特定負担額（入園時に徴収）

入園事務費 20,000 円を徴収します。

施設設備費 50,000 円を徴収します。

施設設備費は、園舎等の施設や設備の充実のために使用します。

※施設設備費は、入園前に辞退された場合は返金します。

特定負担額（毎月徴収）

教育充実費 10,000 円を徴収します

教育充実費は、教諭を規定以上に配置するなど、また保育内容を充実するために使用します。

実費徴収の対象は次のものがあります。

- ① 制服、通園カバン等、及び、教材、学用品、防災用品等
- ② 特別行事、園外活動費（年長の観劇会、お泊り会、卒園遠足等）
- ③ 父母の会会費（月 650 円）、卒園積立金（年度により変更）

2. 苦情処理体制

担任が受けます。その内容により、学年主任、園長（主任）と協議したうえで処理・回答します。

3. 事故発生時の対応

① **体調が急変した場合**

担任が状況を確認し、園長の指示のもとに、保護者へ連絡します。緊急を要すると判断した場合は、救急車を呼び、救急病院に連れていきます。

② **怪我をした場合**

担任が怪我の状況を確認し、園長の指示のもとに、園児の掛けつけの医院、あるいは園の指定医院に連れていきます。あるいは、救急車を呼び、救急病院に連れていきます。また、すぐに保護者へ連絡を取り、園あるいは医院・病院に来ていただきます。

以上の顛末については、事故報告書に記載し、記録として保管します。

また、地方自治体へ報告書を提出します。

4. 非常災害対策

Jアラート（全国瞬時警報システム）により通報される内容に応じ、以下の対応を取ります。

(1) **地震情報**

震度4強以上の緊急地震情報に対しては、安全な室内に退避し、震度4強であれば連絡メールにより緊急降園を行います。なお、**震度5以上**であった場合は、地震が発生し、落ち着いた後、すぐに幼稚園まで迎えに来て下さい。この場合、幼稚園からは連絡いたしません。

(2) 津波情報

多摩川河口を遡ってくるような大津波警報に対しては、尾山台小学校へ避難する用意をして待機します。連絡メールにより緊急降園を行います。

(3) 火山情報

富士山などが大噴火するような警報に対しては、室内に退避した上で状況を見定め、連絡メールにより緊急降園を行います。

(4) 気象情報

台風その他大雨、大雪、暴風などの特別警報に対しては、あらかじめ情報が入手されている場合には、臨時休園、緊急降園など、連絡メールにて連絡します。

(5) 有事関連情報

弾道ミサイル情報、空襲警報、テロ情報などに対しては、室内に退避します。事態が落ち着いた場合、連絡メールは致しませんが、すぐに幼稚園まで迎えに来て下さい。

上記のように、Jアラートの内容にもよりますが、基本は園児の安全を確保することを優先して行動します。保護者の方へは連絡メールによりますが、停電等により連絡メールが使用できないこともありますので、各自で判断してすぐに幼稚園まで迎えに来てください。

5. 緊急時等の連絡

- ① 「れんらくアプリ」を利用して、一斉に通報するようにしています。
- ② 個別対応が必要な場合には、自宅あるいは携帯電話への連絡を行います。

6. 利用にあたっての留意事項

(1) 通園標準区域（区域外の方も入園できます）

通園標準区域を設定しています。これは、徒步通園を原則としているためです。また、大規模災害時にお子様の引取りを短時間で行えるようにするためにあります。

- ① 尾山台1, 2, 3丁目
- ② 玉堤1, 2丁目
- ③ 等々力1, 2, 3, 4, 5, 6丁目
- ④ 野毛1, 2, 3丁目
- ⑤ 中町1, 2丁目
- ⑥ 奥沢6, 7, 8丁目
- ⑦ 大田区田園調布3, 4, 5丁目

(2) 入園選考の基準

入園選考を行う場合の優先基準です。

- ① キリスト教主義保育についての理解

キリスト教主義に基づく保育を行うため、日曜日も保育日となっています。日曜日に通園できることが必要です。

- ② 家族に在園児、卒園児がいる場合
- ③ 通園標準区域外の場合は優先順位が低くなります。

以上